

## 茨木市立小・中学校修学旅行実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、本市小・中学校児童・生徒の「修学旅行」等の教育活動（行事）が、円滑に実施・展開されるための必要事項を定めることを目的とする。

### (目標)

第2 小学校学習指導要領第5章・中学校学習指導要領第6章「特別活動」の目標および、学校行事の（4）「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」の目標を達成することをもって、この教育活動の目標とする。

### (対象)

第3 小・中学校とも、原則として最終学年におこなうこととする。

### (実施期間)

第4 実施にあたっては、下記の期間および、時間を標準とする。

1. 小学校は、1泊2日、36時間以内
2. 中学校は、2泊3日、64時間以内
3. 中学校において、車中泊をとまなう場合は、3泊4日、72時間以内

### (経費)

第5 経費については、社会通念に照らして保護者の過重負担にならないよう、格段の配慮をすることとする。

### (行先の決定等)

第6 行先の決定にあたっては、慎重な研究と配慮をし、年度によって安易に行先が変更にならないよう一貫性をもたせることとする。

### (引率教職員)

第7 引率教職員は、校長または、教頭とし、人数は（学級数 ×1.5+引率責任者及び養護教諭）を標準とする。ただし、茨木市青少年野外活動センターにおける「集団宿泊指導」については、（学級数 ×1.5+引率責任者）を標準とする。

### (届出及び実施報告)

第8 学校長は、実施1か月前に、「茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第16条」の規定により、その実施計画届を、本市教育委員会に提出するものとする。また、実施後1週間以内に、完了報告書を提出するものとする。

### (その他)

第9 小・中学校における、その他の宿泊を伴う行事（ただし、茨木市青少年野外活動センターにおける「集団宿泊指導」を除く）については、具体的な計画に入る前に、教育委員会と十分協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年7月9日から実施し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

経過措置

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。